



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示（職員厚生課）	1
○ 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課）	2
○ 民有保安林の指定の解除（森林管理課）	2
○ 事業の認定（用地課）	3
○ 道路の区域の変更（道路管理課）	4
○ 公共測量の実施の通知（道路管理課）	5
○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）	6
○ 都市計画事業の変更の認可・2 件（下水道課）	6
○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）	7
○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）	7

公 告

○ 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市公園課）	7
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	8

告 示

沖縄県告示第116号

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 4 年沖縄県告示第532号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5, 263円	13, 442円
20歳以上25歳未満	5, 872円	13, 442円
25歳以上30歳未満	6, 380円	14, 842円
30歳以上35歳未満	6, 712円	17, 619円
35歳以上40歳未満	7, 078円	20, 649円
40歳以上45歳未満	7, 268円	21, 971円

45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第117号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額（平成 8 年沖縄県告示第628号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市平良字東仲宗根竹原676番2・676番4から676番6まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第119号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 浦添市牧港地内
 - (2) 使用の部分 浦添市牧港地内
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

認定した事業は、浦添市牧港地内の牧港第一変電所から西原町字呉屋地域内の西原変電所までを結ぶ亘長5.898キロメートルの架空送電線路を全体計画区間とする特別高圧送電線132kV西原幹線（以下「西原幹線」という。）のうち、既に用地取得の完了した部分を除く浦添市牧港地内の西原幹線N o . 1 鉄塔（以下「N o . 1 鉄塔」という。）から同地内の西原幹線N o . 2 鉄塔（以下「N o . 2 鉄塔」という。）までの亘長0.12キロメートルを起業地区間とする特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、特別高圧送電線西原幹線保全事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う西原幹線の巡視、点検及び補修のための保守管理用通路に関する事業は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

沖縄電力株式会社は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第9条第1項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により電気事業法第3条の許可を受けたものとみなされる一般送配電事業者であり、同法第17条に定められた託送供給義務を負っていることから、本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業の実施に必要な資金を自己資金により調達していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

西原幹線は、沖縄県本島中南部地域（以下「中南部地域」という。）の電力需要に対する安定供給を目的として建設された電気事業に供している電気工作物であり、本件事業は既存のN o . 1 鉄塔からN o . 2 鉄塔までの区間に存する電気工作物（以下「既存電気工作物」という。）の保全（点検又は調査を行い、及び必要に応じ修繕を行うことをいう。以下同じ。）及び既存電気工作物の維持管理に不可欠な保守管理用通路を使用するための事業である。

中南部地域の電力需要に対しては、金武町字金武地内の金武火力発電所及びうるま市宇堅地内の具志川火力発電所、うるま市石川赤崎地内の石川火力発電所及び中城村字泊地内の吉の浦火力発電所を供給起点とし、西原幹線並びに特別高圧送電線132kV友寄幹線1号及び2号（以下「友寄幹線」という。）を通して、電力を安定供給しているところである。

仮に既存電気工作物が使えなくなった場合には、西原幹線を介した中南部地域への電力供給が不可能となり、友寄幹線のみで中南部地域の電力供給を担うこととなるが、このような状況下において、友寄幹線に断線が生じた場合、友寄幹線から本島南部地域に送っていた電気を特別高圧送電線132kV沖縄幹線1号及び2号（以下「沖縄幹線」という。）及び特別高圧送電線132kV大平幹線1号及び2号並びに3号（以下「大平幹線」という。）を介することとなり、沖縄幹線及び大平幹線は運用容量を超過するため、沖縄幹線及び大平幹線の設備が損傷し、南部地域だけでなく、中部地域への電

力供給に支障が生ずる。

本件事業の施行により、中南部地域における電力の供給に支障が生じる事態を未然に防止することができ、中南部地域の電力需要に対する安定供給が図られ、地域住民の生活、産業及び経済活動の発展に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業は、西原幹線の保全のための事業であり、新たな電気工作物の設置及び土地の改変等の工事の実施を伴うものでないことから、周辺の自然環境に与える影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、既存ルート案及び既存電気工作物を移設する案の 2 案を比較検討しているが、送電線の停止を要しないこと、新たな電気工作物の建設を要せず土地利用上の新たな制約が生じないこと、事業費が小さいこと等から既存ルート案を採用しており、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、既存電気工作物を使用する本件事業のルートは合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、西原幹線は、中南部地域へ安定した電力供給を行うために必要な役割を果たしており、その機能を存続させる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 浦添市総務部総務課

沖縄県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和 7 年 3 月 14 日から同月 27 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	北中城村字比嘉697番 3 から 北中城村字島袋2003番まで	261.9m ～ 36.0m	581.4m
新	北中城村字比嘉645番 1 から 北中城村字島袋2003番まで	74.6m ～ 36.0m	581.4m

沖縄県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市字白川から字知花まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 1 月 20 日から同年 3 月 21 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市上野字野原
- 2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 8 月 8 日から同年 11 月 29 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湧川(5)－3	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
崎山(1)	今帰仁村字崎山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天底(1)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天底(2)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天底(3)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

港川306－C－1	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	土石流
-----------	--	-----

沖縄県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
湧川(5)－3	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
崎山(1)	今帰仁村字崎山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(1)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(2)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(3)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和60年沖縄県告示第133号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年2月8日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年沖縄県告示第907号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 読谷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 9 年12月19日から令和14年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年10月25日
- 3 指定に係る道路の位置 南風原町字宮平世星原796番45及び796番46
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 38.48メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

沖縄県告示第128号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県八重山土木事務所長 山 根 博 文

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年12月19日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字白保前原268番264、268番324及び268番325
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.36メートル
 - (2) 幅員 4.05メートル～4.14メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那 5 号首里城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和62年建設省告示第1816号、平成 6 年建設省告示第851号、平成 7 年建設省告示第188 9号、平成10年建設省告示第443号、平成12年建設省告示第389号、平成14年沖縄総合事務局告示第 1 号、平成18年沖縄総合事務局告示第14号、平成20年沖縄総合事務局告示第21号、平成22年沖縄総合事務局告示第19号、平成24年沖縄総合事務局告示第31号、平成29年沖縄総合事務局告示第16号及び令和 4 年沖縄総合事務局告示第 3 号の事業地のうち那覇市首里大中町 1 丁目及び首里当蔵町 1 丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

5 事業施行期間 昭和62年10月23日から令和 9 年 3 月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 2 月15日 沖縄県指令土第94号

2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋西原1943番 2 及び1943番 3 のそれぞれの一部並びに 1952番 2 ほか 3 筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市真志喜二丁目 7 番 3 号グランドハイツ103号 株式会社オリエンタル 代表取締役 折田康幸

5 検査済証番号 令和 7 年 2 月28日 第4982号

6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月12日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地